

○医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）

第六条 法第四条第一項の規定により地域医療支援病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、病院所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 所在の場所

四 病床数

五 法第二十二条第一号及び第四号から第八号までに掲げる施設及び第二十二条に掲げる施設の構造設備

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 他の病院又は診療所から紹介された患者（以下「紹介患者」という。）に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類

二 当該病院において、共同利用（病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させることをいう。以下同じ。）のための体制が整備されていることを証する書類

三 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

四 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類

五 診療に関する諸記録の管理方法に関する書類

六 病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類

七 診療に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

八 病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

九 第九条の十九第一項第一号に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書

第六条の二 法第四条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める数は二百とする。ただし、都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めるときは、この限りでない。

第七条の二 法第十条第三項の厚生労働省令で定める病院は、地域医療支援病院とする。

2 法第十条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 地域における医療の確保のために当該病院を管理することが適当と認められる者（令和二年四月一日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に限る。）に病院を管理させる場合

- 二 前号に掲げる場合のほか、前任の病院の管理者が不在となることが予想しなかつたものである場合であつて、法第五条の二第一項の認定を受けていない者に当該病院を管理させることについてやむを得ない事情があると当該病院の所在地の都道府県知事が認めるとき

第九条の二 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績
 - 二 共同利用の実績
 - 三 救急医療の提供の実績
 - 四 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
 - 五 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法
 - 六 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績
 - 七 第九条の十九第一項第一号に規定する委員会の開催の実績
 - 八 患者相談の実績
- 2 前項の報告書は、毎年十月五日までに都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、法第十二条の二第二項の規定により、第一項の報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

第九条の十六 地域医療支援病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の二第一項第一号から第六号に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 次に掲げるところにより、共同利用を実施すること。
 - イ 共同利用の円滑な実施のための体制を確保すること。
 - ロ 共同利用に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者と協議の上、共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲をあらかじめ定めること。
 - ハ 共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲その他の共同利用に関する情報を、当該地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者に対し提供すること。
 - ニ 共同利用のための専用の病床を常に確保すること。
- 二 次に掲げるところにより、救急医療を提供すること。
 - イ 重症の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。
 - ロ 他の病院、診療所等からの救急患者を円滑に受け入れる体制を確保すること。
- 三 地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行わせること。
- 四 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及

び担当者を定め、諸記録を適切に分類して管理すること。

五 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいよう掲示すること。

六 次に掲げるところにより、紹介患者に対し、医療を提供すること。

イ その管理する病院における医療の提供は、原則として紹介患者に対するものであること。

ロ 必要な医療を提供した紹介患者に対し、その病状に応じて、当該紹介を行った医療機関その他の適切な医療機関を紹介すること。

第九条の十七 法第十六条の二第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、地方公共団体及び当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする歯科医師とする。

第九条の十八 法第十六条の二第一項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿とする。

第九条の十九 法第十六条の二第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該病院に勤務しない学識経験者等をもつて主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。

二 地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項。

2 前項第一号の規定により設置される委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。

3 都道府県知事は、第一項第二号に規定する事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第二十一条の五 法第二十二条第一号から第八号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。

一 集中治療室、化学、細菌及び病理の検査施設並びに病理解剖室は、当該病院の実状に応じて適当な構造設備を有していなければならない。

二 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院

した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。

- 三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿とする。

第二十二条 法第二十二条第九号の規定による施設は、救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室（医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行うための室をいう。第二十二条の四において同じ。）とする。